

○山武市学校事務共同実施運営協議会設置要綱(平成 20 年7月 17 日教育委員会告示第 12 号)

山武市学校事務共同実施運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 [山武市立小学校設置条例\(平成 18 年山武市条例第 120 号\)第2条](#)及び[山武市立中学校設置条例\(平成 18 年山武市条例第 121 号\)第2条](#)に規定する市立学校の円滑な学校運営を図るため、複数の学校が連携して事務を行い、共同実施による効果的かつ効率的な事務について調査及び研究を行うために、山武市学校事務共同実施運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 協議会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 山武市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)が指定した学校(以下「拠点校」という。)の校長が指名した事務職員(以下「共同事務実施主任」という。)
- (2) 市教育委員会が定めた共同実施を行う学校の事務職員代表
- (3) 拠点校の校長及び市校長会代表
- (4) 市教頭会代表
- (5) 市教育委員会事務局職員(以下「教委職員」という。)

(会議)

第3条 市教育委員会は、教委職員、共同事務実施主任と連絡を取り、必要に応じ構成員を招集し、会議を開催する。

(調査及び研究)

第4条 共同事務実施主任は、第2条第2号に規定する事務職員と連絡し及び協力し、第6条に規定する内容について調査及び研究を行う。

(連携及び協力)

第5条 共同実施にあたっては、教委職員・市校長会・市教頭会は、共同実施にかかわる事務職員と連携し及び協力するものとする。

(共同実施の内容)

第6条 共同実施の内容は次のとおりとする。

- (1) 学校運営及び経営の参画に関すること。
- (2) 事務組織の整備に関すること。
- (3) 事務の効率化及び適正化に関すること。
- (4) 各学校の教育支援に関すること。
- (5) 職場内研修(OJT)に関すること。
- (6) その他共同実施によることが適当と認められる業務。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、拠点校及び市教育委員会で行う。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。